

令和5年9月6日  
世田谷総合支所  
保健福祉センター  
保健福祉課

議会の委任による専決処分の報告  
(自転車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和3年10月11日(月) 午前10時頃  
(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区世田谷四丁目6番先 世田谷通り

(3) 相手方 乙( )

(4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)世田谷保健福祉センター保健福祉課職員が、下馬の区民宅に介護保険認定調査へ向かうため、電動アシスト付自転車で世田谷通りを三軒茶屋方面へ進行していたところ、世田谷区役所入口交差点において前方走行中の乙車両が左折表示を出し一時停止していた。その後、乙車両が徐行を開始したことから、甲は乙車両がそのまま進行すると予測して直進を続けたところ、乙車両が再停止したため、甲は避けきれず、乙車両に接触した。

(5) 損傷の程度 甲 人身:なし  
物損:なし  
乙 人身:なし  
物損:後部ハッチバックドア及びリアバンパー  
右側接触痕

(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 173,464円

3 専決処分日 令和5年8月14日

《 参 考 資 料 》  
令和3年11月11日  
世田谷総合支所  
保健福祉センター  
保健福祉課

### 自転車事故の発生について

#### 1 事故の概要

(1) 発生日時 令和3年10月11日(月) 午前10時頃  
(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区世田谷四丁目6番先 世田谷通り

(3) 相手方 乙( )

#### (4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)世田谷保健福祉センター保健福祉課職員が、下馬の区民宅に介護保険認定調査へ向かうため、電動アシスト付自転車で世田谷通りを三軒茶屋方面へ進行していたところ、世田谷区役所入口交差点において前方走行中の乙車両が左折表示を出し一時停止していた。その後、乙車両が徐行を開始したことから、甲は乙車両がそのまま進行すると予測して直進を続けたところ、乙車両が再停止したため、甲は避けきれず、乙車両に接触した。

(5) 損傷の程度 甲 人身:なし  
物損:なし  
乙 人身:なし  
物損:後部ハッチバックドア及びリアバンパー右側  
接触痕

#### 2 事後の対応

(1) 世田谷警察署世田谷交番にて、甲、乙立会いのもと、事故の内容や物損状況の確認を行った。現在相手方とは誠意を持って示談交渉にあたっている。

(2) 本件事故を踏まえ、停止、発進の際は周辺車両に十分に注意を払い、安全確認を怠ることのないよう当該職員を指導するとともに、課全体に周知した。今後も事故防止に向け、継続的に安全運転の啓発を行う。

